

第七十一回国会 法律委員会 議 録 第十九号

昭和四十八年四月十七日(火曜日)

午前十時二十三分開議

出席委員

委員長 中垣 國男君

理事 大竹 太郎君

理事 谷川 和穂君

理事 青柳 盛雄君

井出一 太郎君

住 栄作君

松本 十郎君

日野 吉夫君

沖本 泰幸君

出席國務大臣

法務大臣 田中伊三次君

出席府政委員

法務大臣官房長 香川 保一君

法務省刑事局長 安原 美穂君

委員外の出席者

總理府統計局調 北山 直樹君

長 査部消費統計課 貞家 克己君

法務大臣官房訟 貞家 克己君

務部長 計情報部雇用統 八木 克己君

計課長 最高裁判所事務 牧 圭次君

総局刑事局長 松本 卓次君

法務委員会調査 室長

本日の会議に付した案件

刑事補償法の一部を改正する法律案(内閣提出 第八二号)

刑事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(横山利秋君外六名提出、衆法第二号)

○中垣委員長 これより会議を開きます。

おはかりいたします。

本日、最高裁判所刑事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中垣委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○中垣委員長 内閣提出、刑事補償法の一部を改正する法律案及び横山利秋君外六名提出、刑事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。青柳盛雄君。

○青柳委員 刑事補償法の性格が憲法四十条に基

因するものであるから、憲法十七条に基づく国家賠償法とは違ふんだという考え方が一般的のよう

でございます。確かに憲法十七条に基づく国家賠償法は、公務員の不法行為による損害を賠償する

というたてまえになっておりますから、公務員に

故意、過失がない限り、国家賠償の成立する余地

はないわけですが、ひるがえって、憲法四十条に基

づく刑事補償法については、違法行為ということ

ばは用いられておりません。結局無罪の判決を受け

た場合に一定の補償を与える。そこには不法行為

の概念がないわけですから、関係機関の故意、

過失ということは一応問題にされない立場になっ

てゐるわけですね。

そこでお尋ねしたいのですけれども、刑事補償

が認められる案件において、この決定を下す裁判

所は、当該事件が無罪になるに至ったときを以て

検討して、その事件に關係した国家機関のいずれ

かに、たとえば捜査関係、公判を起訴し、維持す

る關係にあるいは裁判所の令状を發行する關係、あ

るいは裁判所の令状を執行する關係、あるいは再審

の場合でいへば判決において、故意または過失が

あるかどうかを考へるのかどうか、そういうことは

全然考への外に置いて決定するののかどうか、こ

の点まず法務省関係の考へ方をお尋ねし、それから

最高裁の考へ方もお尋ねしたいと思ひます。

○安原府政委員 刑事補償制度と国家賠償制度と

の關係につきましては、青柳先生御指摘のとおり

どちらにも國家による損害のてん補であるという点

では同じでございますけれども、御指摘のとおり

刑事補償制度は國家賠償制度と違ひまして必ずし

も当該公権力の行使に當たる者の故意、過失を補

償の要件としないうこととございまして、刑事補

償をする場合においてその当該公権力の行使に

に當たる者に故意、過失がある場合には配慮され

るのだというところではなくて、故意、過失がなく

ても、平均化された、定型化された補償をするとい

うのが刑事補償の本質でございまして、刑事補

償を与える決定にあたりまして、故意、過失の有

無とすることを裁量権を行使するにあたりまして

考へることは、刑事補償制度の本質とは何ら矛盾

しないものだといふふうに考へます。

○牧最高裁判所長官代理者 裁判所が決定するに

あたりましては、法文にもございまして、四

条二項に決定するにあたって考慮すべき事項が掲

げてございまして、そして補償決定いたします管

轄裁判所は無罪とした裁判所でございまして、そ

れらの事情は十分わかり得るはずでございまして

ので、四、四二項に掲げられたような事項を総合し

て決定をいたすということになるのかと存じま

す。

○青柳委員 厳格な意味で申しますと、刑事補償

の場合には故意、過失のない場合に限るといふよ

うな考へ方も成り立たないとは限らないわけでは

ない、というの、故意、過失のある場合には、憲

法十七条による國家賠償法というものが厳然とし

てあるんだから、そのほうでカバーされる。刑事

補償のほうは、故意、過失のない場合を予想し

て、そういうことについてはもう判断をする必要

なし。だから、具体的な物質的あるいは精神的な

損害とかいふようなものについて、個々に深く

検討のできない、しても、結局上限というものが

ありますから、上限で、もうそれ以上のところへ

は幾ら裁判所でも決定するわけにいかないわけ

です。だから、定型化されてしまったワクの中で、

多少の裁量は加へるにいたしましたけれども、國家賠償

による損害を全面的に賠償するといふのは性格

が違ふわけですから、故意、過失がある場合は、

刑事補償のうちに外におくということも考へられ

ないわけではなくけれども、しかし、故意、過失が

ある場合でも、刑事補償のほうで補償を与えて

やうで、それでなお上限があるから、不足するよう

なケースの場合には、それを補うために國家賠償

の制度を活用する余地を残しておく五、五条の規定

なでもありますので、そういう考へ方もあると思

うのです。そうすると、故意、過失の有無を全然考

えないといふことではなくて、やはり考へながら

もなおかつ刑事補償制度を運用していくというよ

うにも見えるわけですね。

そこで、刑事補償法の四、四二項の中に、裁判所

は額をきめるときに、關係機關の過失があるいは故

意の有無をいさぐとする規定が入ってくるわけ

ですが、そこで、裁判所は故意、過失の有無をす

べてのケースについてわかっているんだ、自分が

やっただからわかっているんだというんだから、

しんしゃくしてゐるというふうに見えていいわ

けなんです。裁判所の考へを伺いたいと思ひま

す。

○牧最高裁判所長官代理者 四、四二項に掲げられ

ますような事項を総合的に判断して決定をされて

いるものと考へております。したがって、そ

の中には、關係機關の故意、過失の有無というこ

と

と

と

と

と

と

とも当然含まれてゐるというふうに考えております。

○青柳委員 その場合、決定の理由の中には、私どもはすべてを見ておるわけじゃありませんけれども、抽象的に、四条二項を適用するというようにしか書いてなくて、はたしてどのような判断をそこで加えられているのかということが文章の上ではわからないわけですね。たとえば故意、過失があるから額が多くなるというようなことが常識であるとするならば、最高限が定められている場合には、おそらく故意、過失があるということをしんしゃくしているんじゃないかなというふうにも一方的に解釈できないわけではありませんが、いままで論じられているように、今度の法案も、従来の千三百円という上限を二千二百円に上げなければおかしいといっているようなところから見ましても、決して、最高額をきめているから故意、過失の有無についてしんしゃくした結果故意、過失があるということにしているということにもならない。こういうのは判決、決定の理由の中でもう少し——民事訴訟の場合でいえば、損害の算定についてそれぞれこまかな理由を述べるのが普通になっておりますから、そういうふうにして、そしてその決定が非常に請求者の要求に應じられないというような場合は、これを抗告して争うというような余地を残してやる、そういう裁判のしかたをするということは考えられないものかどうか。この点最高裁はどう考えておられるのでしょうか。

○牧最高裁判所長官代理者 関係機関の故意、過失の有無ということは、当然考慮されなければならない重要な要素でございますが、そのほかに、本人が受けた財産上の損害あるいは得るはずであった利益の喪失その他の考慮すべき事項がございます。結局、具体的に判断いたしまして、幾らの補償をするかということの決定でございますので、これは個々の算術的な数字をなかなかあらわし得ないもので、実際上の決定には諸般の事情を考慮しというような抽象的なことばで述べられ

ていることが多いように考えております。

○青柳委員 個々の表現でできないということとはちょっとうなずけないのですけれども、判断の中ではそれをやっているのですから、書く書かないは全く事務的なことに属するわけで、やらないということは、はなはだ裁判を担当する者としては怠慢ではないかというふうに思ふのです。ただ、それが判決理由を離脱しているというふうな違法性があるかどうかというところまでいくという、必ずしもそうも言えないかもしれないけれども、少なくとも親切なやり方ではないということとが言えると思ふのです。

ちよつともへ戻りますけれども、故意、過失のある場合とそれが無い場合と比べて、刑事補償法の金額を定める場合に差をどの程度に設けることが合理的であるか。つまり、差は認める必要はないというのであるか。あるというならば、故意、過失があったら、故意、過失のない場合よりもどれくらい多くするか、あるいは低くするか、低くするなどということとはちよつと常識で考えられないと思うのですけれども、少なくとも本人のほうに過失があるというような場合は、また別な規定もありまして、もう支払わなくてもいいというふうなことがあるわけですから、あくまでも私の言うのは、捜査官憲あるいは裁判機関、そういうものにある場合のことを言うわけですから、この点は法務省のほうとしてもどういうことを予想しているのか。それから裁判所はどう考えておられるか、それもお尋ねしておきたい。

○安原政府委員 青柳先生の御指摘の点は、確かに御心配になるのが当然のようなことであらうと思ひますが、要するに、私ども、御心配の点は、故意、過失がなければ最高限まで、天井まで補償しないということになるのではないかと、これが御心配になる一つの重要な点だろうと思ひますが、これはそういうことではございませんで、この補償金額の中でまかなえるような客観的な額の範囲内において考える場合において、故意、過失の有無ということの一つの条件として、参考資料

として考えるということではございまして、故意、過失がなければ当然に最高までやらないということではない。そういう意味において、あくまでも刑事補償制度は故意、過失を補償の要件としないうでございまして、故意、過失がなかったから最高をやらなないということではないというふうに考えておりました。それであればこそ、国家賠償法との関係におきまして、故意、過失がある場合においては、とてもこの定型化された損害額の補てんでは足りないという場合には、国家賠償法による故意、過失の全損害の補償ということで、故意、過失を要件とはいたしますが、全損害の補償ということが国家賠償法の規定によつてまかなえないことが補償額の最高を定める要件にはならない。ただ、そのワケ内で処理できるような場合において、故意、過失というのは一つの判断の資料にはなるということでございます。

たとえて申しますならば、よくございしますが、心神喪失とか、いわゆる責任無能力ということでは無罪になったというような場合には、おそらくそのままだでは最高額にはいかない。おそらく最低に近い線できまるだろうということが一応考えられますが、その場合に、たとえば捜査機関とかあるいは警察機関あるいは裁判機関に故意、過失があるというような場合には、最低の六百円ではなくて、その故意、過失を考えて若干高い金額でやるといふようなことができるという意味において、このまかなえる範囲内において故意、過失は一つの判断の参考資料になる、かように考えておる次第でございます。

○牧最高裁判所長官代理者 御趣旨につきまして、ただいま法務省のほうから御説明がありまして、たと同様と考えております。

抽象的に申しますならば、同じような条件の被告人があつた場合に、他方については関係機関のほうの故意、過失のある行為によるというような状況が加わりますれば、そのほうが同じ範囲内の金額にきめます場合でも、多額になるということ

は一応常識的に考えられるではないかというふうに思つております。

○青柳委員 この今度の法案は、金額を上げるといふ点にあるわけですが、その上げる根拠として何か統計のようなものを持ち出しておられるわけですか。法務省で今国会に提出するにあつてお出しになった「刑事補償法の一部を改正する法律案関係資料」というものの末尾の部分を見ますと、表が一、二、三と出ております。その第一表の身は「賞金・物価指数」というものであります。賞金については一定の金額を出してありますし、また物価指数について一定の金額を出し、それから賞金と物価指数の平均なるものを出してありますが、法務省は、このそれぞれの数字はどのような資料を用いてお出しになったのか、その御説明をいただきたいと思ふのです。

○安原政府委員 この常用労働者の、四十三年に對比して二〇・五・四と、四十八年度では推定の指数になる、あるいは物価指数については一三・七になるというところの根拠をいたしまして、一応私どもでは、まず賞金の常用労働者の関係でございますが、これは労働省でおつくりになっております労働統計年報を参照いたしまして、全産業常用労働者の現員の給与月額を見てまいりますと、昭和四十三年が五万五千四百五円であつた、四十四年が六万四千三百三十三円であつた、四十五年が七万四千四百三十六円、四十六年が八万五千二百二十円、四十七年が九万八千五百二十八円という統計年報の数字になっておりますので、そこで私どもでは、これからこちらの計算でございまして、各年度におきまして、そしてこの数年間におきましてアップ率の平均をとりますと、ちよつと一五・五％のアップ率というものが、この各年度間の平均のアップ率になるのでございします。そこで、四十八年の全産業常用労働者現員給与月額を推定いたします場合に、この平均のアップ率、一五・五％のアップ率を四十七年の給与月額にかけましたところ、それが、十一

万三千八百円というのが常用労働者の現員給与月額
の四十八年における推定額になるということに
なりまして、そこでこれを四十三年の五万五千四
百五円と対比いたしました。最近において四十三年
にこの法律が改正されておりますので、その四十
三年と対比いたしますと、この給与月額、賃金
の關係においては、四十三年に比べて二〇・五・四
％ということになるという計算をしたのでござい
ます。

それから物価指数のほうは、これは総理府の統
計局でおつくりになっております消費者物価指数
というものを参考にして、昭和四十五年
を一〇〇といたしますと、今度は率でございま
すけれども、昭和四十三年は一・五％、それから四
十四年が一・三・三％、四十五年が一・三〇・七
％、四十六年が一・三八・八％、四十七年が一・四五
・一％という数字が、統計局の統計の結果出て
おります。そこで今度はこちらの計算といたしま
して、先ほどと同じように対前年のアップ率を計
算いたしました。この数年間の平均を出します
と、大体一〇六・〇％のアップという率になる。
そこで物価の趨勢として、さらに四十八年は上
がらうであろうということを一つの前提にいたしま
して、四十八年の消費者物価指数を、四十七年の指
数にこの平均の一〇六・〇％乗じますと、昭和四
十年の対比で一五三・八％になるのですが、これ
をさらに四十三年という時代に対比いたしました
ところ、一三三・七％になるというものが、この二
〇・五・四％並びに一三三・七％の算出の根拠で
ございます。

○青柳委員 それでは、まず賃金について労働省
のほうにお尋ねいたしますけれども、いま法務省
のほうで御説明のありましたような数字が、おそ
らく労働省で調べられた統計として出したんだと
思いますが、これは全体の趨勢を調べるや
り方として、いま法務省がやった上昇率を四十三
年から四十七年までを加えて割る、そして一一
五・五％というものを上昇率としてきめて、これ
を四十七年にかけて四十八年を推定する、こうい

うやり方は一般的に認められていることなんでしょうか、どうですか。

○八木説明員 労働省といたしましては、先ほど
刑事局長が説明されました統計のその数字でござ
いますけれども、毎月労働統計調査という調査を
実施しております。調査産業計で、規模三十人
以上の数字をとりまして、先ほどの説明とおり、
四十三年が五万五千四百五円、四十四年が六万四
千三百三十円、四十五年が七万四千四百三十六
円、四十六年が八万五千二百二十円、四十七年が九
万八千五百二十八円でございます。毎月労働統計
調査は、賃金額の水準を調査いたします一番基本
になる統計でございますけれども、現在のところ
四十八年の二分までの調査が実際の数字として
公表されておるわけでございます。年平均の数字
が先ほど申しました数字でございますけれども、
この先の四十八年がどうなるかという点に關しま
しては、少なくとも統計調査のたてまえから申し
上げますと、まだ進行中のことでございまして、
その数字いかにんというところについては、現実
によりどころがないわけでございます。それで、
推計につきましては、いろいろの方法によりまし
て、それぞれの事業内容あるいは利用の目的、そ
ういったものに合いました形で推計がとられてい
るわけでございますけれども、法務省のほうで御
提案されておりますところの推計方法、これもま
た一つの方法といたしまして、五年間の平均値を
もちまして四十八年度の数字を一応推算するとい
う形のものではある場合にも行なわれていると私
どもは考えております。

○青柳委員 それではもう一べん法務省のほうに
お尋ねをしますので、一応今度、改正が
四十八年です。四十三年の改正のときと対比
して二〇・五・四％という指数を出したわけだ
が、四十九年、五十年あるいは五十一、五十二、
五十三と、また五年くらい据え置こうという考
えでおられるのかどうか、そこはわかりません
けれども、こういう趨勢でこれから、要するに
一五・五％ぐらいずつ毎年上がっていくということ

になれば、たちまち今度、これを何か一応の基準
にして二千二百円というものを示してみても、ま
たすぐ実情に合わないものになってくるのではな
いだろうかというところが懸念されるわけですが、こ
の点どういふ見込みを持っておられるのでしょうか。

○安原政府委員 たいへんむずかしいお尋ねで
ございますが、刑事補償の補償金額の算定をいたし
ます場合に、この刑事補償というものは、理屈で
ございまして、生活保障ではないというふうなこ
とを考へますと、必ずしも賃金や物価指数の変動
に應じて常に、極端に言えば、毎年あるいは毎月
でもそういうふうなスライドしていくべきもので
あるとは思わないのでございます。そういう観点
から申しますと、物価の変動に従って常にスライ
ドしていかなければならぬとは思いませんけれど
も、あくまでも損害の補てんという制度でござい
ますので、やはりそれをお金で換算するといふこ
とになれば、貨幣価値の変動あるいは賃金の変動
というふうなことは無視してはいけないうこと
とはもちろんでございますが、その辺の調和をと
るというふうなことで、毎年とはいいたしません
けれども、物価、賃金、物価指数の変動に應じて
限り近い機会において改正してきただけでござい
ます。今後の経緯でございますので、今後ともそれ
を無視はいたしません、いつまた次に上げるか
というところについては、ちょっと私どものほうと
してはお約束いたしかねるというのが実情でござ
います。

○青柳委員 先ほどお尋ねを留保しておきました
けれども、物価指数のほうも、総理府の方がお聞
きになったような御説明でございまして、これで毎
年上昇率が平均して一〇六・〇％だ、こういうや
り方で、四十八年を一五三・八％と見て、四十三
年を一〇〇とする一三三・七％になる、こうい
う資料を出しておられるわけですが、これは正し
いのでしょうか。

○北山説明員 統計局では消費者物価指数の計算
は行なっておりますけれども、将来についての指
数も推計は行なっておりません。しかしながら、
消費者物価指数は、これは家計支出上重要度が高
い、あるいは価格変動の上で代表性があるとい
うような点で、たくさん品目を設定いたしまし
て、それを毎月調査いたしまして、それを家計の
平均消費支出額によって総合して作成しておる次
第でございます。

そういうふうなことでございまして、この消
費者物価指数につきましては、過去五年間の傾向と
いうのは私どもは非常に厳格に測定しておるとい
うふうな考へておるわけでございまして、この五年
間の傾向をもとにいたしまして、将来の変動を推
測する方法でございますが、これは先ほど労働省
のほうから答弁がございましたように、そのと
きどきに應じて、従来いろいろな使い方がな
されておるわけでございまして、したがっていま
法務省の推定の方向というののも一つの方向であ
ろうかというふうな考へております。

○青柳委員 賃金についてもまた物価指数につ
いても、大体法務省が上昇率を平均化して将来を推
定していくというところに何ほどの合理性がある
ように認められているようでありまして、それは
それとして、法務省は、賃金と物価指数を平均す
るといって、両方賃金の上昇率と物価指数の上
昇率をプラスしてそれを二で割る、そうすると平均
指数として一六九・六というものが出る、こうい
うものを出されたわけですが、これはこういうや
り方で平均を出すというところに何らかの合理的根
拠があり、またそれがこの刑事補償法に基づく補
償額を改定するにあたってどういふ役に立つとい
う考へ方になっておるのでしょうか。

○安原政府委員 この算出の根拠は別に法律その
他学説上成立したものがあるということではござ
いません。非常にむずかしいお尋ねでございま
すが、一応刑事補償の補償の対象というものは、先
ほど青柳先生御指摘の裁判所の考へる事情として
いろいろございまして、要は財産上の損害と
精神上の苦痛といふことが、それに対する慰謝と
いうことが補てんすべき対象も損害ということに

一応なると思うのですが、そこで、財産的損害というものを考える場合、逸失利益というものを考える場合には、賃金も推移というものを一応基準にして考えてはどうか、あるいは精神的苦痛ということに対しては、慰謝料ということとは、これは慰謝料というお金をよって慰謝するということとでございまして、お金の価値も変動ということとを考へてみる必要があるのではなからうかというふうなことで、そのお金の価値も変動ということを一応あらわす一つの指標としては物価指数の変動というものを考えるべきではなからうかというふうなことで、そこでどちらの点を重視するかということもなかなかむずかしいことでございまして、そこはそういう賃金と物価指数の変動を足して二で割るということで、気持ちとしては調和をはかったというふうなことでそういう算術をいたしたのでございまして、気持ちはおわかりただけだと思いますが、経済学的な根拠ということになりますと、そう十分なものではないのですが、これによって一応今日の物価なり賃金の変動、経済の変動に應じた一応の定型化された補償の金額としては妥当ということにならうという考へてでございます。

○青柳委員 刑事補償法の四条二項によりますと、先ほどからも述べられており、いろいろの要素を裁判所は勘案することになってはいるわけですが、現在の金額でも、あるいは今度改正される金額でも、財産上の損失というふうなものをどういふふうに見るのか。それと逸失利益、得るはずであった利益ですね、その喪失。それからその二つの関係とか、それから慰謝料に当たる精神上の苦痛、身体上の損傷というふうなもの、こういうものを金額をきめる根拠にしてあるのですけれども、本人が受けた財産上の損失などというものはどういふものを予定しているのか。それから、いま言った賃金指数とかあるいは物価指数というふうなものの中で得べかりし利益の喪失とか、あるいは精神上、身体上の損傷による苦痛を慰謝するのわけですから、やっぱりそこをまかなうだけのものをきめておかなかつたら、勘案してみ、あるいはもっと別な考え方でいけば、財産上の損失

るのかどうか。まかなうことができるのかどうか。この点はわざわざ四条二項にこういふふうな規定があるわけですから、やっぱりそこをまかなうだけのものをきめておかなかつたら、この四条二項というものは全く飾りのものになってしまわざるを得ないと思うのですけれども、この点はどうお考えでしょうか。

○牧最高裁判所長官代理者 刑事補償の額につきましては、現在でまいますと、千三百円以内という一つのワケがあるわけでございます。その中の裁量でございまして。したがって、四条二項というところで考慮される事項がたゞさんあるわけでございますが、もちろん得べかりし利益等の全損害を補償するということではなくて、そういうのが多いときはやはり多くの範囲内で考えろということとでございまして、総額が、最高限がきめられております以上、全損害を補償するということはできにくいことは当然でございまして。したがって、その中で定められるというものは、それらの要素をそれぞれ勘案して、結局千三百円以内でどの程度の額を補償したら適当かという判断にならうかと思ひます。

○青柳委員 そうすると、一つのワケの中でこれだけ種類のものをそれぞれと逸失利益、得るはずであった利益ですね、その喪失。それからその二つの関係とか、それから慰謝料に当たる精神上の苦痛、身体上の損傷というふうなもの、こういうものを金額をきめる根拠にしてあるのですけれども、本人が受けた財産上の損失などというものはどういふものを予定しているのか。それから、いま言った賃金指数とかあるいは物価指数というふうなものの中で得べかりし利益の喪失とか、あるいは精神上、身体上の損傷による苦痛を慰謝するのわけですから、やっぱりそこをまかなうだけのものをきめておかなかつたら、勘案してみ、あるいはもっと別な考え方でいけば、財産上の損失

は幾ら、あるいは逸失利益は幾ら、精神上の苦痛及び身体上の損傷による苦痛ですね、そういうものに對する慰謝料は幾ら、それから警察、検察及び裁判の各機関の故意、過失があったという場合には、それが幾らとやってみても、結局はワケがあるからそれ以上には出ない。そういうことをやるのか、それともばく然と、ワケが、もう上限がきまっているのだから、そのワケの中で案分比例して、得るはずであった利益というものはこの程度、財産上の損失というものはどうも幾らかはあったからこれもこの程度というふうな、慰謝料についてもそうですけれども、そういうふうな案分比例的にやるのかどうか。これは裁判官の考え方だけの問題ではありますけれども、何かばく然と、これだけの要項があるのを考えにも置かないできめてしまふということはないと思う。この点はいかがでしょうか。

○牧最高裁判所長官代理者 千三百円以内で、そのうち財産上の損害は幾ら、あるいは慰謝料の額は幾らというふうな配分をきめて計算をしているというのではないに思ひます。実際問題として、ましては、そこに掲げられております各事情を勘案した総合判断として、千三百円以内の中でどの程度の補償を与えることが適当であらうかという判断にならうかと思ひます。

○青柳委員 最近、著名な事件で無罪が確定し、補償を与えられたのが二件ほどあります。これも私も弁護人にもなつていた関係がありますので、関心は高いわけですが、それはメーデー事件、それから辰野事件ですが、これの刑事補償の決定を見ますと、ただ結論的に、「一日千三百円の割合で計算した額を補償する」ということしか書いてないんですね。なぜ千三百円の割合にするのかというところについては全然触れていないわけですね。諸般の事情をしんしゃくしなというところすらも書いてないんですね。ですから、もう四条二項を考へる余地などが全然ない。そういうワケがもうはめられてしまつてゐる。まあこの辰野事件の分は「諸般の事情を考慮し」というふうにはなつて

おりますけれども、メーデーのほうなどはそういうことすらもないんですね。要するに、日教だけをあげているだけなんです。こういうのは、もう裁判所とすると、俗にいうと、もう頭打ちになつておつて、何かこの四条二項などというものを発動する余地ももうほとんど考えられないというふうな状況になつてゐるのかと思はれるのですけれども、この点はどういう状況でしょうか。

○牧最高裁判所長官代理者 確かにお尋ねのように、メーデー事件等は最高額の千三百円で支給されておるわけでございます。ただ、過去、四十三年に現在の補償金額に改正されたわけでございます。そして、それ以後の支給の状況を見てみると、先般、大竹委員のお尋ねに對してお答えしましたとおり、四十三年は最高額が支給されたのが五五%、四十四年が六九・一%、四十五年が八三・三%、四十六年が六一・〇%、四十七年が八六・六%という数字になつてまいつておりますので、現在の状況から見ますと、確かに頭打ちという状況になつてゐるかと存じます。したがって、経済情勢などの推移を見まして今回の改正案というものは提案されたのではないかと、いふうに考へておる次第でございまして。

○青柳委員 法務省にお尋ねですけれども、この刑事補償法は決定の際に施行されてゐる状況の金額で、それを上限としてきめる。ところが、拘禁されたのはメーデー事件でも、それから辰野事件でも二十年前のこと、二十年前のときの法律は、いまのように千三百円ではもちろんなかつたし、それから当時の賃金とか物価指数というものは現在とは違ふ。だから、先ほどスライドなどはもうちょっと考へないんだというふうなお話でございまして、それからその当時の慰謝料にしろ、現在とは比べものにならぬほど、貨幣価値の関係がありまして、低いわけですね。にもかかわらず、現在の決定のときの状況できめるというものは法的にはどういふ関係があるのか。たとえば罰金についてはすでに納付した者がその後になつて再審で無罪

になったような場合には、払ったときから、法定利息年五分ですか、つけてやりさえすればいいんだということになる。罰金については単に法定利息だけで二十年前に払った罰金でも法定利息しかもらえない。決して、その間にインフレがあつて貨幣価値が下がつておつてもそれはスライドしてこないわけですね。だからこういう考え方は、一体、被告にとっては有利なわけですから、別に文句を言うことはないわけですね。これは逆の場合だつたらどういふことになるのかというやうなことも考えると、つまり法律で今度は額が下がつてきたというやうなときにはどうなるのかということ。だからこれは考え方として一体刑事補償法のたてまえといふのはどういふふうにあるのでしようか、この額のことは。

○安原政府委員 刑事補償請求権といふものは、通常の手續におきましては無罪の裁判を受けたという段階、すなわち無罪の裁判の確定した段階において請求権が出るということでございます。その無罪の裁判の確定した時点において、補償としては定型化された補償ということも性質としてあります。関係上、その時点において施行されておつた補償日額に基づいて、いわば量定をして支給するということ、場合によりましては損をする人もあり、場合によりましては、得をする人もあります。一応無罪の裁判の確定という時点における定型化された補償をすればいいのだという考えで、この法律ができておる関係で、いま御指摘のやうなことが出てくるのだというふうに思ひます。

○青柳委員 その罰金については、あれで別に不自然を感じないでしようか。

○安原政府委員 罰金は御案内のとおり刑事補償法の四條の五項で、「罰金又は科料の執行による補償においては、すでに徴収した罰金又は科料の額に、これに対する徴収の日の翌日から補償の決定の日までの期間に応じ年五分の割合による金額を加算した額に等しい補償金を交付する」ということで、これはいわば不当利益の返還というやうな

な考え方、いただいたものをお返しする、利息もつけないのはあまりにも不当に過ぎるから利息をつけるという考えで、これが実行されておるものだと考えております。

○青柳委員 松川事件は無罪が確定しまして、一定の刑事補償を受け取つたわけでありまして、もとよりこれでは被告にされた人たちの損害をまかなうものに足りないといふことで国家賠償法を活用いたしまして、たいへん苦勞しながら国家賠償の裁判で一、二審勝訴したわけでありまして、これなどを見ますと、ほとんどの被告が逸失利益といふか、得べかりし利益を拘禁されたことによつて失われた額といふものが刑事補償のきめられた額よりも圧倒的に多い。それにもちろん慰謝料も全然刑事補償では考えられないやうな額がきめられて、もちろんこれは原告になつたかつての刑事被告人たちの請求額には及びませんけれども、いづれも相当の額になつて出ているわけですね。こういうのを見ますと、どうも得べかりし利益と、慰謝料といふやうなものがいかに不自然であつたか、現在のこれを直してみても、いかに不自然であるかといふことが明確だと思つて、これはたまたま過失があるといふことでこの賠償責任は確認されたわけですが、先ほどからも話が出ておるやうに、過失があるから重くなる、あるのは故意があるから重くなるといふことはないのである。この点刑事補償制度との関連において法務省あるいは裁判所はどのように考えておられるか、それをお尋ねしたいと思います。

○安原政府委員 先ほど申し上げましたやうに、刑事補償と国家賠償との関係の差異と同じ点に、先ほど申し上げたやうに、国家による損害の賠償であるという点は同じだけれども、刑事補償では故意、過失の有無を問わないといふこと

で、しかしながら国民としての個人が耐え忍ぶ範囲を越える抑留、拘禁だといふことから故意、過失を問わないで補償する制度である。したがつて、その補償は全損害額の補償といふことではなくて、いわば平均化された、定型化された損害の補償であるといふことで、そこで故意、過失がある場合には刑事補償法によつて補償を請求することもできるが、それではまかなえない全損害額の補償といふことになれば、故意、過失の場合には国家賠償法といふものによつて請求をして補償をするといふことで、それはいわば国家賠償法の請求制度が原則であつて、刑事補償は例外である。しかしながら、それは別個のものではなくて、故意、過失の点を中心に重点を考へるのが重複するものであるといふことで、松川事件におきまして、お手数ではございましたが、国家賠償制度に基づく損害の補償でござつたといふことでございまして、制度としては両方相まって刑事補償法による損害補償としては完全なものになつていふふうになつております。

○青柳委員 裁判所のほうで何か。

○牧島最高裁判所長官代理者 国家賠償と刑事補償との関係は、ただいま法務省のほうから御説明のあったとおりだと思います。松川事件で相当の額の国家賠償が認められておりますが、これはそれぞれ損害額が立証された上での金額でございまして、刑事補償として考えます場合には各種の具体的なケースがございまして、その平均的な補償額といふことになつて、現在のやうな形になつてくるのはなからうかといふふうになつております。

○青柳委員 刑事補償だけではどうも満足がでないといふことで国家賠償による請求をする事案といふものが、そうたくさんはないにしても、あると思つたので、法務省で昭和三十五年以降調べられたのが数件ありますけれども、それはいづれも故意、過失がもちろんあるといふことを前提にしてゐるわけです。また、それがなければ国家賠償は成り立たないんだが、金額の点ではやはり刑事補償のほうが非常に少ないから、勢いこれを起さざるを得ない。もし故意、過失が証明できないならば、もう定型化された刑事補償でまんなしなればならぬといふ非常に不合理な結果におちいる。もちろん証明できないからしかたがないじゃないかといふばそれまでですが、もし刑事補償のほうで故意、過失は問わないのだけれども相当程度補償しているといふことであれば、無理をして国家賠償による賠償請求をしなくてもよろしいといふことになつておるのです。このことの中に、たとえば和解などといふものがあるのです。鳥取地裁米子支部の事件などは、一審の判決が百三十万円だったのを控訴審で百六十万円で和解した。こういうのはやはり刑事補償のほうで足りないといふことの裏づけになるのかどうか、その点を法務省などではどう見ておられるか、お尋ねしたいと思います。

○安原政府委員 青柳先生御指摘の点、故意、過失を含む補償制度といふことを重点に考えれば額は多いとはいへないといふのでございしますが、何よりも申し上げましたやうに過失を問わない。したがつて過失のない場合も含む平均化された補償制度といふことになつて、そこは金額にもおのづから限度があるといふふうになつて、考えざるを得ないのでございします。そこで、この和解の考え方につきましては、ちやうどたまたま所管の訟務部長が委員会に参つておりますので、訟務部長からお答えさせていただきます。

○貞家説明員 お尋ねの鳥取地裁米子支部の事件でございしますが、これは木村という人が殺人罪等で起訴されまして、一審無罪になつて確定した事件でございします。事件の発生が非常に古ございまして、昭和二十四年に起訴されました。昭和二十九年に確定となつております。したがつて、当時の比較的刑事補償の金額の低い時代の事件でございしたせいもあるかと思ひますが、刑事補償の金額が十九万円といふふうに残つております。そこで、この木村という人は、昭和三十

二年に鳥取地裁米子支部に訴えを起しまして、逸失利益をいたしまして物的損害二百二十六万円、慰謝料三十五万九千円、それ以外に弁護士費用七十四万三千八百円という金額を請求いたしました。計約三百三十万円でございまして、その結果、刑事補償金額十九万円を控除いたしまして認容されました金額が百三十万円でございまして、それが控訴審におきまして和解が成立したという経緯はいま明確ではございませんが、いろいろ途中で請求拡張さらに請求を拡張したりしておりますし、なお過失があると認められまして、その後の審理の状況に應じまして遅延損害金というふうなものも見込んで計算いたしましたので、おそらく百六十万円という金額で和解が成立したのではないかと、このように想像されるわけでございまして。

○青柳委員 裁判所のほうからの資料もいたしておりますが、これには請求棄却になった事案も相当多数あるというふうに出ております。まして故意など認定される事案というのには非常に少ないと思うのですが、過失でも認定されるというところが非常に困難であるということが裁判所でお調べになった事案でも多いわけですね。三十五年以降四十八年までの分を十三ほど拾い出されて、そしてそのうち請求棄却が七件、半分をちょっと越えている。まだ控訴中のものもあるというわけで、確定ばかりはしてないわけですが、こういうふうにならざるを得ないという違法なところというところで請求棄却を受けるような羽目になっているにもかかわらず、そういう事案でさえもやはり国家賠償で請求を求めるといふのは、これはよくよくのことだと思ふのです。やはり刑事補償の制度が要するに類の点で非常に不合理である、だからやむを得ず、負けるのを覚悟してというのではないと思ふのですけれども、自分の要求を満足させるためには訴訟を起さざるを得ないというところに踏み切ったのだらうと思ふのです。裁判所のほうではそれはごらんになっておりませんでしょうか。一つ一つの事件を全部お調べになったわけじゃないでしうけれども、いかが

ですか。
○牧最高裁判所長官代理者 昭和三十五年以降のとりあえずさがしましたもののお手元に差し上げてございまして、十三件ございまして、そのうち七件が請求棄却になり、六件が一応認容確定はいたしておらないものも入っておりますが、六件が認容されておるようでございます。個々の事案については承知いたしておりませんのでわかりませんが、ただ傾向として見てまいりますと、請求棄却が初めは多かったのがある程度認容される例が多くなってきたというところは見えるように存じます。ただ、請求棄却と認容はいずれも故意、過失の有無のところで判別されることにならざるを得ませんので、これは国家賠償法のたてまえ上やむを得ないことではなからうかというふうに考えております。

○青柳委員 時間がありませんから法務大臣に一言お尋ねいたしまして終わりにいたしますが、社会党の提出している法案もあることですが、たとえば、この政府提案の値上げ案ですな、俗っぽく言っても、いまのような経済情勢の推移の中ではまた数年にして改正しなければならぬというふうな結果になり、しかもこれが改正されたからといって決していままでの頭打ち状態が幾らかでも緩和されるというほどのものではないと思ふのです。ですから、これを社会党の案が出されているようなところまで少なくとも引き上げるといふようなことは考えられないかどうか。そうでないと絶えず改正をしていかなければならぬ。で、メーデー事件や辰野事件の人たちは、まさかこういう法案が出るとは思っていませんでした。確定のときの現行法でもらうわけですから、もう少し確定を待っておれば今度は二千二百円の割合でもらえたかもしれないという、そういう損したような感じも持っておられないとは限らないわけですね。ですから、ちょいちょいと直すということがはたしていいのかどうか、もう少し思い切った上限を上げておいてあとは裁判所が四条二項で十分

に裁量できるようにしてやたらどうかと考えられるのですが、この点はいかがですか。
○田中(伊)國務大臣 ありのままだに申し上げますと、二千二百円の上限が、これがもう妥当なもので現段階はこれ以上上げる必要はないんだというふうには実は考えていないわけでございます。いらないのでありますが、財源を要する法律でございます。財源はどうなったのかというところ、予算折衝の結果は二千二百円という御交渉が裁判所と大蔵省との間に成立をした、これを閣議はそのままだで国会に成立をいたしました。これを閣議はそのままだで国会にお願いをいたしまして予算が通った、したがって刑事補償法を適用して使う財源というもののはきまっております。そのきまっております財源を限度として考えますと、上限二千二百円ということで財源の準備ができた、こういうことでございまして。したがって、理想を申しますと、もっと高くやるべきものであると存じますが、まあ何年か経過をいたしましたして、先生お説のようにまた予算の財源の準備をいたしまして、その準備のできまして限度いっぱいには上限を下限を引き上げる、こういう処置をしていく以外には道がなからうというふうに考えております。たいへんわずらわしいことでありますけれども、適当な時期にはまた財源の準備をして、準備のできた限度内において引き上げていく。しかしこれは物価というものは何と関係がないのだと言わんばかりの説明が刑事局長からありましたけれども、精神的、物質的な賠償一切を含めてお金で賠償するということ——賠償ですから金銭で賠償するということになります。やはり物価、賃金の上昇に伴って一定の時期がくるとこれを引き上げていくということをやっていく以外にはなからう。物価、賃金の上昇のぐあいというものはたいへん重視していかなくてはならぬものではなからうか。それ自体、それだけを基準に置いていくものではないことは刑事局長の申し上げましたとおりでございます。これを無視していくわけにはいかぬだらう。こういうことからいいますと、物価がぐんぐん上がる、賃金がぐんぐん上昇する、し

たがって精神的、物質的な賠償の金額というものも引き上げなければならぬという事態が参りましたときには、いま申し上げますような財源措置をいたしましてまた法律改正のお許しを得る、こういう手順をやっていく以外にはない、こう考えております。

○青柳委員 一言だけ、もうやめようと思ったのですが、いまのお答えの中に財源措置というのがありますけれども、これは財源措置といつても一体どれだけの無罪の事案が出てくるものか、刑事補償をやらなければならぬかというところは全く予想できない状況だと思ふんですね。だから結局は、財源とはおっしゃいますけれども、あまり高くとするとまた裁判所がそれにつれてどんどん最高限に持っていくか、それなら予想以外のことがで

きるという心配があまりになるんじゃないかと私は思ふのです。確かに財源のことでも無関係ではないことはわかりますけれども、少なくとも裁判所にある程度の判断の余地が残るような、だから大体の事件は最高限になってしまふというふうなことのないうちに余裕を残してやるということがいいんじゃないか。ちょいちょい直すということは何か公平の観点からいって損をしたというふうな感じを持つ人が出てくるようではよくないのじゃないかというのが私の質問の主旨だったわけですが、その点だけ申し上げて終わりにいたします。
○中垣委員長 次に、正森成二君。
○正森委員 法務大臣にお伺いいたします。わが国の旧刑事補償法でも補償が行なわれておったわけですが、当時の司法大臣——当時は司法大臣と申しましたが、有名な答弁に、「国家賠償スル義務モナシ、補償スル義務モナシ」デアリマス。ケレドモ、国家ハ一ツノ仁政ヲ布キ國民ニ對シテ同情慰藉ノ意ヲ表スルノガ、此ノ法律ノ精神デアリマス。戦前ですが、こう言っておるわけですね。しかしわが国の現在の刑事補償法は憲法四十条に明文も持っておりますし、こういう戦前のように仁政をしるのだ、義務はないのだけれども出してやるのだというふうな考え方とは根本

的に違ふと思ひますが、それについての大臣の御所見を承りたい。

○田中(伊)國務大臣 これはお説のように根本的に昔の考えが間違ひでございます。これは国家に賠償の義務がある。本来は故意過失による不法行為が成立をいたしまして、不法行為と損害発生との間の因果關係は証明してもらふべき筋のものであろうけれども、いやしくも刑事補償の場合は身柄の拘束を受けておる申しわけない人である。それらの人々に対してはそういう証明は要らぬのだ。無罪の判決さえあれば僅少なからおわびをするんだ。それは国家に賠償の義務があるという義務の觀念に立脚して、不十分でありますけれども、この制度を設けておるといふふうに考えるものであります。

○正森委員 いま大臣から非常に明快な御答弁があつて、これは義務である、特に身柄を拘束するといふような場合には申しわけないんだといふことが言われましたけれども、そのお考えは刑事補償法の四三三項にわりあい明白にあらわれておると思ふのです。これは死刑の場合とんでもないことになつたわけですが、現行法では三百万円、今度五百万円に変わりますが、そして「但し、本人の死亡によつて生じた財産上の損失額が証明された場合には、補償金の額は、その損失額に三百万円を加算した額の範囲とする」現行法はこうなつております。といふことは、三百万円は財産上の損害ではないんだ、これは精神的な慰謝料といひますか慰謝料といひますか、そういうものに対して出されるので、それ以外に財産上の損失があれば刑事補償法の四三三項で当然補償するんだ、こゝういふ意味に解されるわけでありますが、そう解釈してよろしうございませぬ。

○田中國務大臣 そのとおりでございます。

○正森委員 そうだといひますと、死刑になつた場合と身柄を非常に長期に拘束された場合では、命が奪われるわけですから、質的には多少違ひますけれども、しかし抑留または拘禁された場合にもこれと同じような考え方をとつて、上限で

は現行の千三百万円をどうするかというのを考える場合に、「その期間の長短、本人が受けた財産上の損失、得るはずであつた利益の喪失、精神上の苦痛及び身体上の損傷並びに警察、検察及び裁判の各機關の故意過失の有無その他一切の事情を考慮しなければならぬ」といふことになっているわけですね。しかしこの規定は、もともと刑事補償といふのは故意過失の有無を問わないといふことであることから考へて、また四三三項が私がさきに申し上げましたような規定からいつてのことからいひますと、こゝういふようなことを全部考へるものは裁判所にいささか過大な負担をかけるものではなからうか。死刑の場合がすばつと三百万円で、それ以上は財産上の損失が証明された場合に加算するといふことになつておると同じように、身柄の抑留、拘禁の場合にも一定の額をきめて、そしてそれ以上の財産あるいは得べかりし利益の損失が証明された場合には裁判所はこれを増額することができるといふように、つまり死刑の場合の四三三項とパラレルに規定したほうが法律としてはより合理的な感じがするのですが、これは社会政策にも必ずしも出ておりませんが、考へ方としてこゝういふ考へ方はいかゞであらうかといふことについて、大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○田中國務大臣 そういう考へ方、一つの考へ方であらうと存じます。死刑の場合に準じまして、そして無罪の判決を受けた場合には、慰謝料幾ら、これにプラスこれこれの具体的な損害といふことは一つの考へ方であらうと存じますが、そう分けないで、そういう固定した金額の分も含めて何もかもで下限がこれだけ、上限がこれだけ、この範囲内できめるといふきめ方でございます。したがつて明々白々たる、何寸何分という尺度がありませんことは、幾らか計算がずさんだといふ——また御計算をなさる裁判所に対して、おことばのようにたいへん御負担があると思ふのでございひますけれども、たてまえとしましては固定額それも含めて、何もかも含めて上限、下限をきめて

おる、少しずさんでございひますが、こゝういふ行き方でお許しを得たいという考へ方でございます。

○正森委員 裁判所にもいろいろ伺ひたいと思ひますが、時間の關係で次に行きます。

死刑を執行された者は三百万円、今度の改正で五百万円ですが、そのほか財産上の損失が証明される場合には支給されるというところで、死刑にされる人は、通常多くの場合相当長期に抑留、拘禁されますけれども、それについての補償は四三三項で受けられるのかあるいは四三三項のただし書きの財産上の損害として補償されるのか、それについて、これはこまかいことですから大臣でなくとも事務當局、最高裁及び法務省の刑事局長からお答え願ひたい。

○安原政府委員 御指摘の点、四三三項の死刑の場合の補償につきましては未決の拘禁といふことに応ずる補償といふことは御案内のとおり考へていないわけでございます。慰謝料と目される今度の改正における五百万円以内の補償、それから本人の死亡によつて生じた財産上の損失額といふことで、得べかりし利益といふようなことが問題になりますので、その範囲においてその財産上の損害を考へるということでございます。未決の勾留を受けたということ、そのことから当然に補償するといふことは出てこないものと考へます。——失礼いたしました。勾留、拘禁だけではなく拘置といふことで、まことに失礼いたしました。拘置による補償といふことで補償の対象になるわけです。死刑の執行の場合も、執行のために未決と同様に刑法によりまして拘置いたします。その間における補償は拘置といふことでいたします。

○牧島最高裁判所長官代理者 死刑執行の場合の補償の考へ方は、いま法務省が述べられたとおりであります。

○正森委員 これは新聞にも出ておるわけですが、これも、社会政策との關係で出てくることですから、先生のおののわいせつ容疑といふことで、名前は申しませんが、所沢の学校の先生がわいせつ事件で逮捕されたということがございひました。

あるいは強盗犯人として証言だけで指名手配をされた。これは東京の池袋で起きた強盗事件で警視庁から容疑者とされて、テレビや新聞を通じて全国に顔写真をお茶の周手配された。それが全然間違ひであつたといふことになつたのですが、その手配書が二万枚出ているわけですね。こゝういふことをやられますと、これは一般の新聞にあまり報道されないで、三日、五日逮捕されたといふのは比喩的な人権上の侵害になるわけですね。したがつて、こゝういふような場合に刑事補償で、故意過失といふことで立証して相当長期に裁判をしなければならぬといふようなことは人権保障上問題があると思ふ。わが国の憲法が人権を著しく保障しているといふたてまえから見て、刑事補償の中にこゝういふ二つのケースを何とかカバーできるような規定を設ける必要があるのぢやないか。

「委員長退席、大竹委員長代理着席」

これは庶民感情として当然起つてくることだと思ふのです。公述人佐野洋さんも、このものずばりではありませんが、これに近い考へを述べておられました。それについて大臣あるいは關係事務當局の御見解を伺ひたい。

○安原政府委員 先生の御指摘は非拘禁補償のことでございますか。私語しておりまして失礼いたしました。

○正森委員 前のほうの所沢の学校の先生の場合は、これは拘禁されておるわけですね。しかし起訴されておらないわけですから、無罪になつておらないといふ事件、あとのほうは拘禁もされておらない。しかし強盗犯人として指名手配されておるという事件です。ですからいづれも、刑事補償では無罪の判決があつた場合と、こゝうなつておりますが、それにどちらか該当しないで、一方は拘禁だけされておる、一方は拘禁もされてない、こゝういふ事案です。

○安原政府委員 それにつきましては、御指摘の点は、被疑者補償の問題といふことになるんだらうと思ひます。

そこで、被疑者補償規程というものを法務大臣の訓令で設けております。いま御指摘の所沢の事件につきましては、いわゆる被疑者補償規程の補償の要件にありまます被疑者として抑留、拘禁を受けた者でございまして、しかも現段階において、検察庁の判断では、罪を犯さなかったと認めるに足る十分な事由がある場合に当たるのであるという判断をすべき事案であると考えているようでございます。報告によりまますと、目下この被疑者補償規程による被疑者補償の裁定の手続をするということでございますので、その点は被疑者補償制度のワケ内で処理できるわけでございまして、もう一つの、拘束は受けなかったが強盗犯人として指名手配を受けた、しかし結局無実であったというようなものにつきましては、被疑者補償規程は、憲法の四十条それから刑事補償法の精神と同じように、抑留、拘禁という刑事手続における重大な国民に対する明白な損害を与えるような行為について認めておる刑事補償制度と同じ考えで、被疑者補償も、抑留、拘禁というもので、犯罪を犯さなかったと認めるに足る十分な事由があるものについては補償をするという限度にとどまっております。補償をいたすというたてまえになっておりますので、現行の制度をいたしましては、故意、過失ということを問わないといたしますれば、被疑者補償規程の対象にはならない、こういうことでございまして、もう御明察のとおりでございまして、そういう場合が、いわゆる公権力の行使に当たる者の故意、過失に当たるといふ場合には、国家賠償法の問題になるのではないかと、いふふうに考えております。

○正森委員 私が開いておりますのは、もちろん国家賠償として損害賠償を求めることができるのは当然のことではあります、こういうように身柄は拘束されなければいけません、この人は前科もあつたようですけれども迷惑なことなんですね、それについて故意があつたとしたらそれはえらい

ことで、過失だけが問題になるわけですが、過失を立証しなければならぬということ、これは裁判を起したときに、当局がすなおに若干過失がありましたと認めればいいのですが、われわれの経験からいふと、新聞記者なんかには、まことに申しわけないということをおっしゃつても、一たび裁判を起されると、おかしな判例になつてはいかぬということ、非常に真剣にお争ひになつて

「大竹委員長代理退席、委員長着席」

われわれ弁護士にも代理人を頼まれるというようになつてくるわけですね。ですから、当局としては、そういうような場合には国家賠償の規定でございまして、争うというふうなことでなしに、すなおに過失があると認めて、当事者の損害を補てんするか、あるいは刑事補償法をどういふような場合にも拡張できるように改正するか、どちらかの必要がなければ、これは国民としては救われたいと思つたのです。それについて、いまここでまた検討いたしますと言へば、横山委員のように否が短いか長いかと言へば、横山委員のようによいと思つた。この際法務大臣の精神的なお考えを伺いたいと思ひます。

○田中(伊)國務大臣 いま刑事局長から御答弁を申し上げたことを、この答弁はちょっと補足するような意味にもなるのでございまして、それはどういふことかと申しますと、身柄の拘束を受けておつて無罪になつた場合ですね、これは刑事補償法、それから無罪の判決は受けないけれども、不起訴になつた、不起訴というものは嫌疑なし、嫌疑あれども起訴を猶予するといふものは含まれないわけ、嫌疑なし、つまり判決で申しますと無罪同様の場合、無罪ではないけれども嫌疑なしといふことで不起訴の処分を檢察当局でせられた場合、そういう場合には、この刑事補償法に準じて賠償がございまして、大臣訓令を出しまして、訓令の中身に基づいて賠償をしておるわけですね。先生のいま仰せになりました局長答弁の補充といふ意味は、そこにまでいかぬ、つまり警察捜

査段階でもいいますか、警察捜査段階で不起訴とか起訴とかいふことに至らずに、逮捕したりあるいは指名手配をしてそれが間違ひであつたといふ場合には、この大臣訓令の適用もなく、刑事補償の適用もないことはもちろんでございますが、その前の段階でございまして、その場合は、各地方警察で予算をきめまして、一定の賠償をしておるといふことが実情でございまして、

ただ、私は詳しく、どここの警察でどの程度、全国で何百件ぐらいをやつておるのかといふことの事例を、申しわけないことでございまして知りませんが、調べてはおりませんが、これは調べればすぐ出てくることでございまして、警察捜査段階でいふことがおこつたときに、最初からの段階から申しますと、警察捜査段階で賠償をやつておる、検事不起訴の段階で賠償しておる、それから無罪になつたら賠償して、その無罪賠償で足らない場合には、故意、過失の立証さえできらなければ、国家賠償があるんだ、三段も四段もその賠償制度というものが置かれておる、まことにわざわざわしいことでございまして、そういうことでございまして、これをもう一貫して、任意にやつておるといふのは警察捜査段階、これは大事なものですから、ここに警察がいちしゃらないので言いくいのでございまして、任意でやつておるといふようなことで、そのつと予算をもつて、そして地方議會を開いて予算を通しておるといふような、そんなやこしいことをこの大事な人権問題についてやらないで、制度として、最初段階から最後の段階まで一貫して補償する。まあ、刑事補償と国家賠償が分かれることは、性質が違ひますからこれは別。少なくとも二段がまえで一貫してやるほうがよいのではなからうか。あまり言つと、舌が長かつたりすることになるわけでございますが、これはぜひ検討してみたい、この思ひます。

○正森委員 それでは、そういう御答弁がありまして、次の問題に移りますが、最高裁にちよつと伺いたいと思ふのです。いわゆる判断事項といふことがございまして、かりにある事件に裁判所が無罪の判決をしたときに、これについて、いや無罪じゃないんだ、有罪だと確信しておるんだといふようなことを言へば、それは判断事項について一定の意見を言つておることになりますか。

○牧最高裁判所長官代理者 具体的なことをわかりませんが、一応、お話の上ではそういうことになるのではなからうかといふふうに考えております。

○正森委員 それでは法務大臣に伺ひます。この刑事補償の規定というのは、先ほど大臣の答弁にもありましたが、無罪になつた人々に對して申しわけないといふことで金銭上の賠償をするものでございまして。しかもそれは国家意思としてやる、国の予算をもつてやるものでございまして。そういうふうに考えますと、これは、そういう公権力の行使をした警察あるいは檢察官が、無罪になつてから後に、しかも裁判所で確定した後に、いやあれは有罪であつたんだ、自分はいまでもそういうふうに確信しておるんだといふようなことを外部にばつばつこぼす言ふようなことは、一方では国家が予算をとつて、まことに申しわけないといふやまつておる、一方ではそれをやつた人間が、故意、過失があつたかどうかは別として、いやおれは依然として有罪を確信しておるんだといふことを言ふといふのは、これは国家意思の分裂であり、まことにこれは首尾一貫しないことだと思ふのですけれども、それについて、檢察官等がそういう発言をするといふことは好ましくないといふように、私はこの法案を審議してつづくと思ふのですが、それについて大臣の御所見を承りたい。

○田中(伊)國務大臣 裁判所もいさしやる前でございますし、たいへんこれは答えがしにくい、むずかしい問題でございまして。むずかしい問題でございまして、国家の重大な問題ですから、意見を述べよと言はれると申し上げなければならませ

んが、私はこういうふうな理論的に思っている。司法権の独立という意味で、憲法の大精神にのっとりまして、判断事項に対して外部が論及することはいけないというのでございますが、これには例外がある。たとえばどんな例外があるのかという、新聞、ラジオ、学者、弁護士、こういう立場に立つ人は大いに裁判所の判断事項を論駁してよろしい、しっかりやっているんだ。

やっちゃならぬものがあるんだ。裁判所の御判断事項に言及して、あんなことを言うておるが、うだなんということを言っちゃならぬものがある。それは、三権分立の思想の根柢から申しまして、立法院、私たちのような、議長をはじめ全国議員、これが国会の席において判断事項を論駁するということとはよくない。また、答える者も間違いだ、聞く者も間違いだということ、これは厳格にやっていかなければならぬ。それからもう一つは行政府でございます。内閣総理大臣以下行政府に連なる者は裁判所の判断事項に対して論及をしてはならぬ、こういうことでございます。ただし、これはほめるほうはよい、国会において、この間の二百条の判断はまことに名判決である、私も答弁をしておるうちに、論及してあります。ほめるほうはいい。非難論駁するほうは、あ

いが悪い。立法、行政の両部門におります者が判断事項に対して論及する、これを非難論駁することはいけないんだ、こういう制約があるものである。もう一つ制約があると私は思う。これは少し私の考えが行き過ぎたおそれもあるけれども、思い切って申し上げますと、民事の問題で申しますと原告、被告両当事者、刑事事件で申しますと訴訟当事者は、事後であつても事前であつても、裁判の最中であつても、私は、大いに裁判官の判断事項というものを、こう判断なさるべきで、さう判断なさることは誤りで、さうことを論駁することは一向差しつかえない。法廷が開かれると、法廷に立つて、訴訟当事者は裁判官の前に

置いて論及、論駁をしますので、それが裁判官の御前を離れてやっちゃいかぬということはおかしい。訴訟当事者はやっつけていい。したがって、その検事が、訴訟当事者としての立場を持っております検事であるならば、判断事項に關して、この判決は間違ひなんだ、おれは控訴してみせる、控訴したらつづれるんだということをお大いに論じてよいとまで言うていいの、かどうかわからぬが、私は、さういふことを信念を吐露することは一向差しつかえない。さういふことは公判廷で裁判長の面前で言つてよい、言つてよいんじゃない、言わなければならぬ義務を持つておるものなんでありまして、これは言うてよいのではなからうか。

判断事項に言及することばかりならぬということには、以上申し上げたような数個の例外がある、さういふふうには私は考えておるのであります。また御意見を承りたいと存じますが、さう思つております。

○正森委員 いまいろいろ例外を言われたのですけれども、その前半について申し上げようと思ひませんが、当事者の点について私の意見を申し上げたいと思ひます。いま法務大臣がおっしゃった議論は、三月六日の予算委員会の第一分科会で私が若干申し上げた点に關係しておるわけです。大臣はたくさん答弁しておられますから、一々御記憶がないかもしれません。

そこで、いまおっしゃった、当事者が裁判官の判断内容についてもこれは論及してもいいんだというの、係属中の事件の当事者については、これは当然のことであると思ひます。検察官は一方の当事者として法の適用を求め、有罪を主張する。裁判官が証拠決定をする。あるいはいろいろなことをやつた場合に、これは意見を言うて裁判所を論駁する、異議申し立てをする、これは当然のことでありまして、われわれは弁護士として、一方の当事者としてさういふことをやつてきているわけですね。そのことを否定するということになれば、刑事訴訟そのものがなくなりますか

ら、これについては私はさう言おうとは思つておりません。裁判所もよもやそんなことを思われないでしよう。しかし、一たび判決が確定した場合に、民間の者が——無罪の者は自分が一番よく知っているわけですから、幾ら有罪と言つたて、これはあくまで無罪なんだ、岩倉王というのが名古屋にありましたが、さういふことを言うのは当然のことだ。しかし、いやしくも国家権力の代表者である者、つまり行政官である検察官が、裁判所が判決をして最高裁までいって確定した、あるいは上告までしないで高裁段階で確定したという場合には、これはいさぎよく服するものが当然だ。だからこそ、確定したものについては刑事補償の制度が設けられて、これは故意、過失を要せず、大臣のおことばをかりれば、申しわけなかったというところでお金を差し上げる。ところが、そのまゝに当事者であつた者が、判決が確定をしてしまつて国家が申しわけなかったといつてお金を渡しておるのに、いや、あれは有罪だつたのだ、おれはさう確信しているのだということ

を世間に言ひふらす、新聞記者会見で言うというやうなことは、これはもう国家意思の分裂であり、最高裁あるいは各級の裁判所の最終的に確定した判断事項、これもまた国家意思です、それに対して国家権力の一部が攻撃を加えるということ、どう考えてもこれは矛盾しておることだといふやうに思ひます。

そこで、大臣のいまの答弁のうち、若干範圍が広くなり過ぎましたので、係属中の事件と確定したものと分けて、確定してしまつたものについては、少なくとも行政官である検察官は、たとえかつて当事者であつても、さういふ発言をすべきではない、それがこの刑事補償法の精神からいつても、国家意思が矛盾しないという点からいつても当然のことである、そのように思ひますが、いかがですか。

○田中(伊)國務大臣 ごもっともですね。確定したもののについてはえりを正す、この態度が望ましいと思ひます。

○正森委員 それでは、三月六日の私の質問に対して、法務大臣が、それは言うてもいいことなんだというように二度ばかり答えておられます。その点は、係属中の事件と確定後の事件について若干、私の質問が悪かつたかもしれませんが、整理が不十分だった、きょうの御発言が大臣の真意であるというふうに承つてよろしくございませうか。

○田中(伊)國務大臣 それはよろしくございませう。

○正森委員 それでは質問を終わります。

○中垣委員長 この際、暫時休憩いたします。
午後零時九分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕

昭和四十八年四月二十六日印刷

昭和四十八年四月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

T